22　制度に関する規定（第二二章関係）
　合同委員会の設置等について定める。
23　最終規定（第二三章関係）
　協定の改正、効力発生等について定める。
24　附属書
(1)　両締約国が実施する関税の撤廃及び削減等の対象品目、条件等について定める。（附属書二―A関係）
(2)　第二・一五条及び第二・一七条に規定する物品の表について定める。（附属書二―B関係）
(3)　自動車並びにその部品及び装置に関する国際連合規則の適用に関する各締約国の特定の約束について定める。（附属書二―C関係）
(4)　日本の焼酎の輸出の促進に関する欧州連合の特定の約束について定める。（附属書二―D関係）
(5)　ぶどう酒産品の輸出の促進に関する第二章第C節に規定する醸造法等について定める。（附属書二―E関係）
(6)　品目別原産地規則に定める関連する要件に関する通則等について定める。（附属書三―A関係）
(7)　非原産材料を使用して生産される産品が原産品とされるために満たすべき要件として、品目別原産地規則について定める。また、産品ごとに、満たすべき関税分類の変更、生産工程、最小限の域内原産割合の要件その他の要件について定める。（附属書三―B関係）
(8)　第三・五条に規定する情報について定める。（附属書三―C関係）
(9)　原産地に関する申告文について定める。（附属書三―D関係）
(10)　アンドラ公国の原産品の取扱いについて定める。（附属書三―E関係）
(11)　サンマリノ共和国の原産品の取扱いについて定める。（附属書三―F関係）
(12)　食品添加物の申請及び承認手続に関する透明性及び予見可能性の重要性を認識し、食品添加物についての関連する指針を英語により入手可能なものとすることが奨励されること等を再確認し、及び約束すること等について定める。（附属書六関係）
(13)　両締約国は、国際金融の安定性、公平かつ効率的な市場及び投資家等の保護を更に強化することを目的として、二国間及び国際機関の場において協力すること等を定める。（附属書八―A関係）
(14)　第八章に定める義務に関する留保事項及び約束について定める。（附属書八―B関係）
(15)　入国及び一時的な滞在に関連する手続上の約束、企業内転勤者及びその家族に適用される手続上の追加的な約束並びに送還及び再入国に関する協力について定める。（附属書八―C関係）
(16)　第一〇・二条に規定する政府調達協定の関連規定及び第一〇章の規定の適用を受ける調達等について定める。（附属書一〇関係）
(17)　地理的表示に関する両締約国の法令について定める。（附属書一四―A関係）
(18)　協定に基づき保護する両締約国の農産品及び酒類の地理的表示の表について定める。（附属書一四―B関係）
(19)　欧州連合との間で関税同盟を設定している第三国の一部の国について、欧州連合との間で特恵的な協定が効力を生じている国との間で特恵的な協定を締結する義務を想起すること等を定める。（附属書二三関係）

――――◆――――

条約

条約第十五号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

目次

前文
第一章　総則（第一・一条―第一・九条）
第二章　物品の貿易
　第A節　一般規定（第二・一条―第二・五条）
　第B節　内国民待遇及び物品の市場アクセス（第二・六条―第二・二十二条）
　第C節　ぶどう酒産品の輸出の促進（第二・二十三条―第二・三十一条）
　第D節　他の規定（第二・三十二条―第二・三十五条）
第三章　原産地規則及び原産地手続
　第A節　原産地規則（第三・一条―第三・十五条）
　第B節　原産地手続（第三・十六条―第三・二十六条）
　第C節　雑則（第三・二十七条―第三・二十九条）
第四章　税関に係る事項及び貿易円滑化（第四・一条―第四・十四条）
第五章　貿易上の救済
　第A節　一般規定（第五・一条）
　第B節　二国間セーフガード措置（第五・二条―第五・八条）
　第C節　世界向けのセーフガード措置（第五・九条及び第五・十条）
　第D節　ダンピング防止措置及び相殺措置（第五・十一条―第五・十四条）
第六章　衛生植物検疫措置（第六・一条―第六・十六条）
第七章　貿易の技術的障害（第七・一条―第七・十四条）
第八章　サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引
　第A節　一般規定（第八・一条―第八・五条）
　第B節　投資の自由化（第八・六条―第八・十三条）
　第C節　国境を越えるサービスの貿易（第八・十四条―第八・十九条）
　第D節　自然人の入国及び一時的な滞在（第八・二十条―第八・二十八条）
　第E節　規制の枠組み
　　第一款　国内規制（第八・二十九条―第八・三十二条）
　　第二款　一般に適用される規定（第八・三十三条―第八・三十五条）
　　第三款　郵便及びクーリエ・サービス（第八・三十六条―第八・四十条）